

三芳水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に関する処分要綱

三芳水道企業団告示第27号（平成29年9月11日）

（趣旨）

第1条 この要綱は、三芳水道企業団指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の11第1項の規程に該当する行為又は三芳水道企業団指定給水装置工事事業者規程（以下「規程」という。）第8条及び第9条の規定に該当する行為（以下「違反行為」という。）があった場合における指定の取消し若しくは停止（以下「処分」という。）にあたり、その事務処理に関し必要な事項を定めるものである。

（違反行為の調査、報告等）

第2条 事務局長は、指定業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行う。

2 事務局長は、前項の調査において違反行為の事実が認められた時は、当事者に対し、直ちに違反行為を是正するように指導する。

3 事務局長は、当該指定業者からてん末書の提出を求めるとともに、違反行為調査兼報告書（第1号）様式を作成し企業長に報告しなければならない。

（処分の基準等）

第3条 違反行為の種類は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 指定業者に違反行為があったときは、当該違反行為の種類に対応する点数（以下「違反点数」という。）を付するものとし、その点数はそれぞれ加算するものとする。

3 同時に2以上の違反行為があった場合は、違反種類ごとの違反点数を併せて付するものとする。

4 企業長は、斟酌すべき特段の事情がある場合は、別表第1の各点数の2分の1を減ずることができる。

5 企業長は、前2項に規定する点数が別表第2の左欄に掲げる累積点数（以下「処分点数」という。）に該当することとなったときは、処分点数に対応する別表第2の右欄に定める処分を行うものとする。

6 違反点数は、当該点数の付された日から、2年を経過しなければ消滅しない。

（意見陳述）

第4条 企業長は、処分をしようとするときは、当該処分の名あて人となるべき者に対し、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める意見陳述のための手続をとらなければならない。

- (1) 指定の取消しに該当するとき 聴聞
 - (2) 指定の効力の停止に該当するとき 弁明の機会の付与
- 2 聴聞を実施するときは、聴聞通知書（第2号様式）により当該処分を受ける指定業者に通知するものとする。
 - 3 聴聞は、企業長が指名する職員が主宰し、聴聞が終結したときは、速やかに聴聞調書（第3号様式）及び聴聞報告書（第4号様式）を作成し、企業長へ提出する。
 - 4 弁明の機会の付与をするときは、当該処分を受ける指定業者に対して弁明通知書（第5号様式）で通知し、当該処分を受ける指定業者から弁明書（第6号様式）の提出を求めるものとする。
- (処分の決定)
- 第5条 処分の決定は、企業長が行う。
- 2 企業長は、前項の取消し等の処分の決定を行うときは、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする。
- (委員会の設置)
- 第6条 企業長は、処分の決定にあたり諮問機関として、規程第18条の規定に基づき、三芳水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- (所掌事務)
- 第7条 委員会は、処分に関する事項を審査する。
- (組織)
- 第8条 委員会は、三芳水道企業団管理規程第4条第1項に定める職員を委員として組織する。
- 2 委員長は、事務局長の職にある者をもって充てる。
- (職務)
- 第9条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 2 委員長に事故があるときは、次長がその職務を代理する。
- (会議)
- 第10条 委員長は、必要の都度委員会を招集し、会議を主宰する。
- 2 委員会は、3分の2以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数によって決する。
 - 4 可否同数のときは、委員長が決する。
 - 5 委員長は、必要があると判断したときは、委員会に水道技術管理者、当該事案の関係職員等の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。
 - 6 委員会の会議は、非公開とする。

(秘密の保持)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(除斥)

第12条 委員長及び委員は、自己又はその親族に直接利害関係のある事件に参加することができない。ただし、委員長の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

(報告)

第13条 委員会は、会議の経過及び結果を企業長に報告しなければならない。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、業務係において処理する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(処分の通知)

第16条 企業長は、処分を決定したときは、処分通知書(第7号様式)により、当該処分を受ける指定業者に交付するものとする。

(処分の公表)

第17条 企業長は、処分を行ったときは、規程第10条の規定により公告するとともに、関係者に周知するものとする。

(違反行為の通知)

第18条 企業長は、指定業者に違反行為があった場合において、当該違反行為を行った指定業者の累積点数が2の左欄に掲げる点数に満たないときは、その違反行為ごとに違反行為通知書(第8号様式)を、当該違反行為を行った指定業者に交付し、警告するものとする。

(処分後の給水工事の施行)

第19条 処分を受けた指定業者の未施行又は施行中の給水装置工事は、当該指定業者自らの責任において他の指定業者に行わせるものとする。ただし、企業長が必要と認めたときは、施行中の給水装置工事に限り、完成する日までの間当該取消し等の処分の効力の発生を遅らせることができる。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表第 1

該当条項	違反行為	点数
<p>1 法第 25 条の 11 第 1 項第 1 号 規程第 8 条第 2 号</p>	<p>(1) 水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号)第 20 条で定める機械器具を有しなくなったとき。</p>	100 点
	<p>(2) 指定業者が次のいずれかに該当したとき。</p>	
	<p>ア 後見開始若しくは保佐開始の審判を受け、又は破産の宣告を受けたとき。</p>	100 点
	<p>イ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者であることが判明したとき。</p>	100 点
	<p>ウ 指定を取り消されその取消の日から 2 年を経過しない者であることが判明したとき。</p>	100 点
	<p>エ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p>	
	<p>① 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき</p>	10 点
	<p>② 道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施工したとき。</p>	10 点
<p>③ 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。</p>	10 点	
<p>④ 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、または被害を与えたとき。</p>	10 点	

	⑤ 警告に従わないとき。	10 点
	⑥ その他違反行為	10 点
	オ 法人であって、その役員のうち アからイまでのいずれかに該当する 者があるもの	100 点
2 法第 25 条の 11 第 1 項第 2 号 規程第 8 条第 4 号	(1) 法第 16 条の 2 第 1 項の指定を受 けた日から 2 週間以内に事業所ごと に、給水装置工事主任技術者(以下 「主任技術者」という。)を選任し ないとき。	10 点
	(2) 選任した主任技術者が欠けた日 から 14 日以内に新たに主任技術者 を選任しないとき。	10 点
	(3) 主任技術者の選任又は解任の日 から 14 日以内に主任技術者の選任 又は解任の届出をしないとき。	10 点
3 法第 25 条の 11 第 1 項第 3 号 規程第 8 条第 3 号	(1) 次のいずれかに掲げる事項に変 更があつて、当該変更のあつた日か ら 30 日以内にその届出をしなかつ たとき。 ア 事業所の名称及び所在地 イ 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名 ウ 法人にあつては、役員の氏名 エ 主任技術者の氏名又は主任技術者 が交付を受けた免状の交付番号	3 点

	(2) 給水装置工事の事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から 30 日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から 10 日以内にその届出をしなかったとき。	5 点
	(3) (1) 及び(2)について虚偽の届出をしたとき。	10 点
4 法第 25 条の 11 第 1 項第 4 号 規程第 8 条第 5 号	(1) 給水装置工事ごとに、主任技術者を指名しないとき。	9 点
	(2) 給水装置工事を施行する場合において、適切に作業を行うことのできる技能を有する者を従事させず、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させないとき。	9 点
	(3) 次に掲げる工事を行ったとき。 (1 工事当たり) (2)に掲げる工事を施行するに当たり、あらかじめ企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事	9 点
	(4) 次に掲げる行為を行ったとき。 (1 工事当たり) ア 水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 5 条に規定する基準に適合しない給水装置の設置 イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具の使用	10 点 9 点
	(5) 給水装置工事ごとに、指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させず、又は当該記録	5 点

	<p>を作成の日から 3 年間保存しないとき。(1 工事当たり)</p> <p>ア 施主の氏名又は名称 イ 施行の場所 ウ 施行完了年月日 エ 主任技術者の氏名 オ しゅん工図 カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項 キ 法第 25 条の 4 第 3 項第 3 号の確認の方法及びその結果</p>	
5 法第 25 条の 11 第 1 項第 5 号 規程第 8 条第 6 号	給水装置の検査に際し、企業長が当該給水装置工事を施行した事業所に係る主任技術者の立会いを求めたのに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。	10 点
6 法第 25 条の 11 第 1 項第 6 号 規程 8 条第 7 号	(1) 給水区域において施行した給水装置工事に關し、企業長が必要な報告又は資料の提出を求めたのに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。	5 点
	(2) 給水区域において施行した給水装置工事に關し、企業長が必要な報告又は資料の提出を求めたのに対し、虚偽の報告又は資料の提出をしたとき。	10 点
7 法第 25 条の 11 第 1 項第 7 号 規程第 8 条第 8 号	(1) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与えたとき。	10 点
	(2) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与えるおそれ大きいとき。	9 点

8 法第25条の11 第1項第8号 規程第8条第1号	不正の手段により法第16条の2第1 項の指定を受けたとき。	100点
----------------------------------	----------------------------------	------

別表第2

累積点数	取消し等の処分の内容
10点以上 20点未満	1月の指定の効力の停止
20点以上 40点未満	2月の指定の効力の停止
40点以上 60点未満	3月の指定の効力の停止
60点以上 80点未満	4月の指定の効力の停止
80点以上 90点未満	5月の指定の効力の停止
90点以上 100点未満	6月の指定の効力の停止
100点以上	指定の取消し